

お知らせ

LEDランプ、白熱電球は「ガラス・陶器類」で処分を
 図る廃棄物対策課
 TEL71・2490 FAX72・3176

LEDランプ（電灯・電球）、白熱電球はもえないごみの「ガラス・陶器類」で処分してください。資源物の「蛍光管」の中に混ざって出される事案が発生しています。処分の際は、使用済みの電灯、電球の種類や形状、本体部分に記載されている型番号（品番）等をよく確認し、適正な処分をお願いします。

●家庭で使用する白熱電球・LEDランプ・蛍光管の品番と出し方の区分

種類	品番始まりのアルファベット	出し方の区分
白熱電球	L、LW、G、NL、R、KR など	もえないごみ「ガラス・陶器類」
LED電灯・電球	LD	
割れた蛍光管		資源物「蛍光管」
蛍光管	長管形・丸形・コンパクト形…F 電球型…EF	

70歳以上の皆さん・障害者手帳をお持ちの皆さん
入浴料金割引券を交付します
 70歳以上の人や、一定の障がいのある人を対象に市内の入浴施設で利用できる入浴料金割引券を交付しています。

①安曇野市入浴料金割引券
 3000円の入浴料金割引券を年間24枚交付します。

②しゃくなげの湯「暖らんの湯」入浴料金割引券
 「暖らんの湯」の入浴料金割引券を年間48枚交付します。

令和2年4月1日現在安曇野市に住所を有し、それぞれ次の条件に該当する人

①70歳以上の人または、69歳以下で身体障害者手帳1級から3級までを有する人、療育手帳を有する人、精神障害者保健福祉手帳を有する人

②入浴時に介助が必要な身体障害者手帳（視覚障がい、肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能のいずれか）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有する人（ただし、療育手帳B1・B2または精神障害者保健福祉手帳3級を有する場合、医療機

関または療育機関からの意見書等が必要です）

申①3月末以降に送付する申請書を記入の上、長寿社会課（1階13番窓口）または福祉課（1階14番窓口）または各支所地域課へ提出

②福祉課または各支所地域課に備えてある申請書を記入の上、いずれかの窓口へ提出

利用方法

①入浴施設で入浴料金割引券と一緒に差額の入浴料をお支払いください。

②事前に予約し、受付で入浴料金割引券と一緒に500円をお支払いください。

割引券の利用期間

①・②いずれも令和3年3月31日まで

他①・②の併用はできません。

図①長寿社会課長寿福祉係
 TEL71・2254 FAX71・2328

②福祉課障がい福祉担当
 TEL71・2251 FAX71・2328

緑のリサイクル受け入れ

もえるごみ減量化の取り組みとして、家庭から出た庭木のせん定枝を無料で受け入れ、チップ化する「緑のリサイクル事業」の受付場所・受付日等を4月から左表のとおり変更します。

処理後のチップは全受付入場所で無料配布します。受付時間内にご自由にお持ち帰りください。

※持込方法等に変更はありませんので、「家庭用資源物・ごみ出し方の手引き」または「ごみ・資源物収集カレンダー」をご確認ください。

●緑のリサイクル受付内容

受付場所	受付日	受付時間
豊科リサイクルセンター（豊科高家1161番地1）	毎週土・日曜日、 毎月第2・第4水曜日	通年 午前9時～ 午後4時
穂高リサイクルセンター（穂高有明4878番地1）	毎週土・日曜日	
明科リサイクルセンター（明科中川手4560番地1）	毎月第1・第3土・日曜日	

各計画（案）の縦覧

上川手公園都市計画変更（案）
 安曇野都市計画公園変更（案）
 を作成しましたので縦覧します。また、縦覧期間満了の日までに意見を提出することができます。

変更対象 上川手公園（豊科地域）
日 4月7日（火）までの開庁日
場 都市計画課（2階14番窓口）
あつみ野産業団地北地区
地区土地利用計画（案）
 地区土地利用計画（案）を作成しましたので縦覧します。

また、縦覧期間満了日の翌日から7日間に意見を提出することができます。

計画対象 あつみ野産業団地北地区（豊科地域）
日 4月6日（月）までの開庁日
場 都市計画課（2階14番窓口）
まちづくり会館貸館業務終了
 図商工労政課商工労政係
 TEL71・2041 FAX72・1340

施設の老朽化等に伴い、3月31日をもって、施設の貸館業務を終了します。4月1日以降は利用できません。

固定資産税納税通知書を発送します

令和2年度の固定資産税納税通知書を4月13日（月）ごろ発送します。固定資産の評価額などを記載した課税明細書を同封しますので、内容をご確認ください。

図税務課家屋担当 TEL71・2482 FAX72・2065
 土地担当 TEL71・2483 FAX72・2065

- 納期限 ▷第1期 4月30日（木）▷第2期 7月31日（金）▷第3期 12月25日（金）▷第4期 令和3年3月1日（月）
- 課税明細書の確認例
- 【土地】▷住宅用地の場合、軽減特例が適用されているか など
- 【家屋】▷主体構造は正しいか ▷取り壊した家屋が載っていないか ▷新しく建てた家屋が載っているか▷新築住宅の場合、新たに課税されることになった年度から3年度（認定長期優良住宅の場合5年度）分・3階建以上中高層耐火住宅は5年度（認定長期優良住宅の場合7年度）分に限り120㎡までの床面積部分について課税標準額が2分の1になっているか など
- その他 税負担の公平の観点から市が進める宅地等への調査の際は、ご理解とご協力をお願いします。

縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者は、土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

図4月1日（水）～30日の開庁時間
 場税務課（1階10番窓口） 費無料
 図本人であることを確認できる身分証（運転免許証等。代理人の場合、本人からの委任状と代理人の身分証）

固定資産課税台帳の閲覧

4月から令和2年度の課税台帳の閲覧ができます。

図4月1日（水）～令和3年3月31日（水）の開庁時間
 場税務課（1階10番窓口）または、各支所地域課
 費1通300円 ※縦覧期間中（4月1日～30日）は無料。
 図▷縦覧帳簿の縦覧の持ち物と同じ
 ▷借地借家人が該当する固定資産の課税台帳を閲覧する場合は、賃貸契約書などの当該資格を証明する書面および借地借家人の身分証（運転免許証など）

春は屋外での火災が多発

令和元年中に松本広域消防局管内で発生した火災の出火原因1位はたき火、2位はあぜ焼き等の火入れでした。春は、たき火やあぜ焼きを行う機会が増えるため、最も火災が発生しやすい時季です。作業を行う際は細心の注意を払いましょう。近隣に迷惑がかからないように風向きや時間帯などにも配慮しましょう。

【屋外での火の取り扱い注意点】

- ▷あぜ焼きを行うときは、その場から離れず、周囲へ燃え移らないよう水バケツを準備する等、十分な対策をとりましょう。
- ▷屋外で火を扱う際は、あらかじめ最寄りの消防署へ届け出ましょう。
- 図お近くの消防署へ

4月6日～15日は春の全国交通安全運動

春は新入学児童や新入園児の通学や通園が始まります。運転の際は、特に交差点や横断歩道での安全確認を徹底しましょう。大人が交通安全の手本になり、子どもを交通事故から守りましょう。

【県下一斉街頭活動日】

4月6日（月）・15日（水）
 図地域づくり課生活安全係
 TEL71・2495 FAX72・3176